「平成13年税制(土地譲渡課税の特例の延長、特定事業用資産の買換え特例制度の見直し、投資法人等が取得する不動産に係る税の軽減措置創設)」

(所得税)

- ・長期譲渡所得に係る分離課税率を一律20%とする特例措置を延長。
- 特定の事業用資産の買換え特例の適用期限を延長。
 - ① 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への買換え。
 - ② 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え。

(法人税)

- ・一般土地譲渡益重課制度(5%追加課税)及び短期土地譲渡益重課制度(1 0%追加課税)の適用停止措置の延長。
- ・特定の事業用資産の買換え特例の適用期限を延長。(上記所得税と同じ。)

(不動産取得税)

・投資信託及び登録投資法人が取得する不動産の価格について、3分の2に相当する額を価格から控除。

(登録免許税)

投資信託及び登録投資法人が取得する不動産の所有権移転登記に係る税率を 1,000分の16に軽減。